

さいたま市自治基本条例検討委員会

第5回 会議の記録

日時	平成 22 年 6 月 28 日(月) 18:45～21:20
場所	さいたま市役所第 2 別館 第 1 会議室
参加者 ※敬称略	[委員] 計 19 名 歌川 光一／内田 智／遠藤 佳菜恵／小野田 晃夫／栗原 保／小林 直太／高橋 直郁／ 中田 了介／古屋 さおり／細川 晴衣／湯浅 慶／渡邊 初江／伊藤 巖／染谷 義一／ 中津原 努／東 一邦／富沢 賢治／福島 康仁／三宅 雄彦(欠席者:吉川 はる奈) [事務局:さいたま市] 計 9 名 政策企画部参事企画調整課長 川島雅典／企画調整課副参事 高根哲也／企画調整課主 幹 松本 孝／企画調整課総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主査 松尾真介 ／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 島倉晋弥／総合振興計画係主 任 高橋 格／企画調整課企画係主任 清水慶久 [地域総合計画研究所] 計 3 名 森井緑朗／松岡宏／細田祥子 [傍聴者] 1 名
配付資料	・次第 ・席次 資料1 市民参加・協働、情報公開等に関する市の主な取組について 資料2 グループ検討の進め方 参考資料1 さいたま市市民活動及び協働の推進条例逐条解説 参考資料2 市民から寄せられた意見

1 開会

○司会(事務局)

- (本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)
- (本日の進め方、配付資料の確認)
- (委員会内希望者のメールアドレス共有について資料配付)

2 議題

○福島委員長

- ・ 議題に入る前に、本日配付の参考資料 2 「市民から寄せられた意見」について述べたい。
- ・ 今回は自治基本条例制定に反対する意見が寄せられている。今後も賛成反対様々な意見が寄せられるだろう。それだけ市民の注目が集まっていることであり、決して悪いことではない。
- ・ 検討委員会では、寄せられた意見を踏まえた議論をしていくことが必要だと考える。

○東委員

- ・ この意見は、複数の市民からの意見ではなく、1名からの意見なのか。

○事務局

- ・ 1名からの意見である。

○内田委員

- ・ 今後、寄せられた意見はどう対応するのか。

○福島委員長

- ・ 特に個々に答えることはしないが、意見を踏まえて議論を続けたい。

(1)広報チームについて

○福島委員長

- ・ 前回、広報チームを設置することとなった。4名の立候補者があったがその後、歌川委員からも立候補があり、5名で発足したいがどうか。

(拍手あり了承された。)

(2)「構成機能」に関する市の取組等について

○事務局

(資料1及び参考資料1について説明)

○湯浅委員

- ・ 「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」の中で、市民活動の担い手として「学校教育法で規定する大学」とある。学校教育法では、教育機関には幼稚園から高校、大学までである中で、市内にある学校のうち、なぜ大学に限定したのか。

○事務局

- ・ 立案当時の経緯は調べておらず、後日回答したい。

○福島委員長

- ・ 情報があれば後日ぜひご説明いただきたい。

○東委員

- ・ 私はこの条例のベースになった議論をした「さいたま市市民活動推進委員会」に参加していた。
- ・ 今のご意見について、推進委員会の「提言」では「大学」に限定していなかった。青年会議所や社会福祉協議会、生協、労働組合なども幅広く非営利セクターを想定しており、そのうちのひとつとして大学を考えていた。
- ・ 推進委員会の提言が指針になり条例化される過程で、大学に限定された記述になっており、私も当時同じ疑問を持った。

○小野田委員

- ・ 資料1の(1)「市民参加」①「審議会等への委員公募」について、審議会等の総委員数が記載されているが、これは延べ人数であると思う。実人数は把握しているか。

○事務局

- ・ 延べ人数しか把握していない。ただし、さいたま市附属機関等に関する要綱において、原則として1人につき4つの審議会等まで兼任可能と規定している。

○東委員

- ・ 資料1の(2)「協働」の③「市民活動及び協働の推進に関する条例に基づく取組」に、市民活動サポートセンター登録団体数が記載されているが、この中には、イベントなどの

実行委員会のように事務局を行政が担っている団体も含まれている。このような形態も「審議会等」の公募委員数に含まれているのか。

○中津原副委員長

- ・ 「審議会等」とはどのようなものか、ということだ。

○事務局

- ・ 「審議会等の公募委員」とはあくまでも通常の公募委員を指す。「附属機関等に関する要綱」では、条例設置の附属機関のほか、「協議会等」として「各種団体の代表者、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市の行政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置する協議会、懇談会、懇話会、研究会等」と定義をしている。
- ・ 資料1の数字には、特定のイベント・行事等の推進が目的のものは含んでいない。

○渡邊委員

- ・ 資料1(1)の⑤「区民会議・コミュニティ会議」について、「平成23年度から新たな体制に移行する予定。」とあるが、これはすでにHPなどで公表しているのか。

○事務局

- ・ 市民活動推進委員会からの答申の内容は公表している。答申を受けて平成23年度からどのような体制になるかは、今後の検討事項である。

○高橋委員

- ・ 今日の検討テーマである「構成機能」について確認したい。第2回委員会において三宅委員から、「市民が権力をつくる」機能という整理があったことを受けて、資料1にて、市民参加、協働、情報共有に関してすでにある制度、取組の事例を提供された。三宅委員がイメージしている「構成機能」とはこの内容で過不足ないのか。

○小林委員

- ・ 「権力をつくる」という表現が腑に落ちない。「市民が市政に参加する」ということなら分かる。

○三宅委員

- ・ 小林委員のご意見に対して。「権力」というと、恐ろしいものというイメージを持たれるかもしれないがそうではない。「権力」というよりもむしろ「役所」というべきなのかもしれない。「権力をつくる」とは、役所と市民の関係をどう捉えるかという問題である。議員や役所の正当性は市民が握っているものだ。その議員や役所が市民にどう働きかけるか、ということが「権力をつくる」というテーマの意味である。
- ・ 高橋委員のご意見に対して。情報提供、情報公開については、制限機能、構成機能の両面があるが、例えば、情報公開はまずは「権力をしぼる」ものといえるが、選挙など民主主義の大前提として情報共有は重要だ。その意味では情報共有を構成機能と呼ぶこともできる。
- ・ テーマの過不足については、いろいろあるだろう。例えば国レベルでは領土の問題が重要になる。さいたま市でも市章、10の区の設置、またその歴史、アイデンティティなど、これらを市民に意識づけることで参加を働きかけることができるのであれば、これもまた「構成機能」と関連する。

○中津原副委員長

- ・ グループ検討の進行役はこれまで正副委員長が行ってきたが、毎回となると大変だと思う。班ごとに別のメンバーが進行してもいいかと思うがどうか。

○遠藤副委員長

- ・ 班ごとに決めることにしたい。

(グループ検討の記録については別紙参照)

【グループ検討を踏まえた意見交換】

○内田委員

- ・ 条例の必要性については大きな問題だ。これまでの条例等の成果が発表されていないことも原因のひとつだ。どう活用していくのか、市民にどう働きかけて浸透させるのか。

○中津原副委員長

- ・ 中央区にて区民から要望があり、自治基本条例の学習会があった。その場でも「自治基本条例をつくってどんな成果や効果があったのか」という質問があった。

○内田委員

- ・ とはいえ、すぐに効果が出るものではないと思う。

○栗原委員

- ・ 制定基本方針に「平成18年度から19年度にかけて調査・研究を行いました、『自治基本条例を直ちに制定する必要性は低く』」とある。この時点から現在にかけて制定する動きになったことについて、事務局はどのように考えているのか。

○事務局

- ・ 当時、2年ほどかけて調査・研究を行っていたが、情報共有や協働等については既に制度があり、当面、現行の市民参加や市民との協働等による取組をさらに充実させていくことが重要であるという結論だった。
- ・ しかし、その後の地方分権や地域主権の動き、議会基本条例の制定、新市長のマニフェストに自治基本条例が掲げられたことなどから、制定に向けた検討の必要性が高まったと考えている。

○小林委員

- ・ 新市長の提案があったことが唯一の理由だと思っていたが、今の説明ではそうではないのか。

○三宅委員

- ・ 自治基本条例がつくられ始めた頃とは、議論の前提が変化してきている。つまり、以前は、一部の革新自治体による取組だった。しかし現在は事務局の説明のように地方分権の動きがあり、自治基本条例は地方自治体が標準装備すべきもの、といったように見方が変化している。

○渡邊委員

- ・ 私も同感だ。

○事務局

- ・ 制定に向けて動きがあったのは、第一義的には新市長の提案があることは間違いないが、大局的には地方自治をめぐる状況の変化がある。

○渡邊委員

- ・ 自治基本条例はつくるのが目的ではない。つくった後、市民がどう動かしていくかが大切だ。運用まで考えて提案したい。

○小林委員

- ・ 今の渡邊委員の意見はどのような意味か。

○遠藤副委員長

- ・ つくった後の運用のあり方も含めて条例案を検討していく、ということだ。例えば、条例の推進や検証を行う委員会を設ける自治体もある。また、条例の見直しや更新する方法を規定する自治体もある。

○福島委員長

- ・ 自治基本条例には、「育てる条例」という考え方がある。そういった主旨のご意見だったと思う。

○中津原副委員長

- ・ 住民投票など、ない制度もあるが、さいたま市には制度はすでに多くある。制度があるからそれでいいということであれば、自治基本条例はいらないだろう。しかし、それらが運用され、効果が上がっているのか、という視点で見ると課題はまだ多い。これは、制度より意識改革の面が大きいのではないか。行政職員や議員の意識改革に役立つ条例にしたい。

【まとめ】

○福島委員長

- ・ 中津原副委員長から意識改革という大きなポイントが示された。
- ・ また、グループ検討の発表でも、人づくり、市民が地域をつくるという住民自治が強調された。それを実際に行うには行政や議会との関係が重要になってくる。そこで「協働」がテーマになる。
- ・ また、区のあり方もポイントになるだろう。
- ・ では、次回は7月12日（月）に開催する。

3 その他

○事務局

- ・ 第4回会議録について、修正に関するご意見を未提出の方は提出をお願いする。
- ・ 次回は、会場を変更し、浦和コミュニティセンターで行うので注意頂きたい。

4 閉会

○司会

- ・ 次回委員会は、7月12日（月）夜の開催とする。
- ・ これで、「第5回さいたま市自治基本条例検討委員会」を終了とする。ありがとうございました。

さいたま市自治基本条例検討委員会

第5回会議 グループ検討の記録

テーマ:「市民が権力をつくる」には、どのような制度や取組が必要か。
(自治基本条例が「構成機能」を果たすには、どのようなことを規定したらよいか。)

第1班

〔委員〕

東(発表者)、染谷、高橋、中田、福島、古屋、富沢

1. 「市民が権力をつくる」の「権力」とは

【議論の前提】

- ・ 「市民が権力をつくるには」という議論の前に、「権力をどう考えるか」の議論が必要である。
- ・ 権力とは「人の運命に関わることを左右する権限」ということではないか。例えば「道路を造るから家を移れ」ということもあるし、ときには「国のために命を差しだせ」ということもある、そうした人の運命に関わることを決める権限ということだと思う。

【権力の構成とは】

- ・ 権力を「制限」ということと、権力を「構成」ということとのつながりが見えない。
- ・ 権力を「構成」ということは、市民が参加もしくは参画することによって、権力の決定に加わっていくことではないか。
- ・ 「協働」ということについても、市民と行政が公共的な事業を一緒に担っていかうということであり、行政の仕事を市民が手伝うということではない。市民と行政が“一緒に決定”していくということ、市民と行政がともに決定権をもつということであるべきではないか。

【市役所と議会と市民の関係】

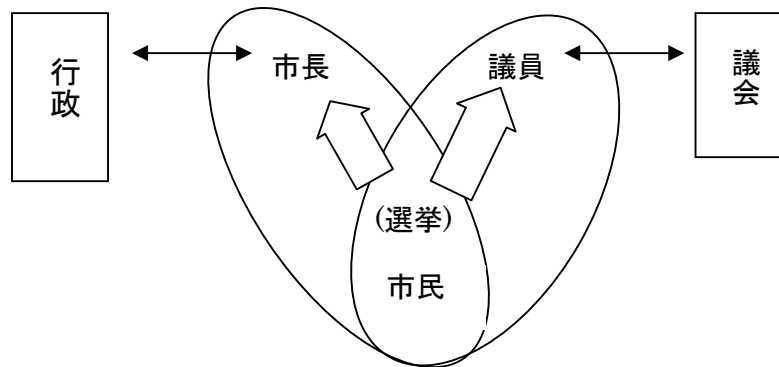
- ・ 市民は、二代表制という制度の中で、4年間の任期という条件で、市民が選んだ議会と市長に権限を委ねているはずで、行政に決定権を委ねているわけではないはずではないか。
- ・ 「権力の構成」とは、市民が議会や市長に委ねている権限に、市民がどう働きかけをしていくかということではないか。議員や市長を市民が選ぶことは、白紙委任をすることではないはずで、自分たちが選んだ議員や市長が行使する権限を、市民自身が監視し、意見を述べ、働きかけていくことではないか。
- ・ 二代表制という制度のなかで、市民は選挙権を持っているのだから、すでに市民は権力を持っているといえるのではないか。
- ・ 市民の代表である市長が、物事を決める権限を持っていることと、国会で選ばれた首相が物事を決める権限を有していることとは、市民の立場からは、本質的に異なる制度である。
- ・ 市と市民との関係、国家と国民との関係はイコールの関係としてみていいのか。憲法には国民が主権を持っていると謳ってある。
- ・ 「市を構成するのは市民だ」ということをもっと強く認識すべきである。その市民が議会に意思決定を委ね、決定したことを実行に移すのが行政であるという構図である

べきではないか。

- ・ 市民が、主体的に自分たちの選んだ議員や市長に働きかけて、意思決定と執行に参加、参画することが権力の構成に結びつくのではないか。
- ・ 市長と行政職員との関係について。例えば、学校給食をよりよい方向にしたいということで市民が行動をしても、実態は教育長が権限を持っているケースがある。実際には行政が権限を強く持っている印象がある。

【市における権力の構成】

- ・ 市における権力の構成を図に示すと次のような構図になるのではないか。



- ・ 上の構図からは、権力を委ねた市長、議員、そして権力の源泉である市民との関係は、バランスが取れているといえる。
- ・ 市長を選んだのは市民であり、議員を選んだのも市民である。権力の構成、権力への参加とは、「市民と市長」「市民と議員」の関係をもっと密接な関係にする、市長や議員の位置をより市民に近い関係にもっていくことではないか。
- ・ 市長は暴走することがあるから、それに対しての「制限」をすることは必要である。
- ・ この図をもって権力の構成のイメージが共有できた。

2. さいたま市市民活動及び協働の推進条例と自治基本条例

【市民活動及び協働の推進条例の内容】

- ・ さいたま市市民活動及び協働の推進条例には、市民、行政、事業者などの役割が示されており、自治基本条例で示すことの中身が含まれている。
- ・ 市における権力の構成から、協働も二段階の協働となる。第一段階は市民と市長との協働、第二段階は市民と行政との協働である。

【市民活動及び協働の推進条例と自治基本条例の関係】

- ・ 市民活動及び協働の推進条例の根拠条例になるのが自治基本条例である。

3. 「区」について

【「区」の制度】

- ・ 東京都の区には議会があるように、さいたま市でも区に議会を設置すれば、議会がより市民に身近なものとなる。
- ・ 東京都の区は、地方自治法上の特別区であり、政令指定都市の区とは異なる。
- ・ 同じ政令指定都市にあっても、例えば京都市と横浜市では区の権限は異なる。

【より身近な区のあり方を規定したい】

- ・ 自治基本条例には、将来、より市民に近い区の議会があるべきといった方向性を示すようにしたい。

- さいたま市の区については、「区のあり方検討委員会」で検討されているが、市民、区、市との関係を工夫した内容を自治基本条例に盛り込めば、さいたま市の特徴ある自治基本条例になる。

4. 区民会議とコミュニティ会議について

【区民会議について】

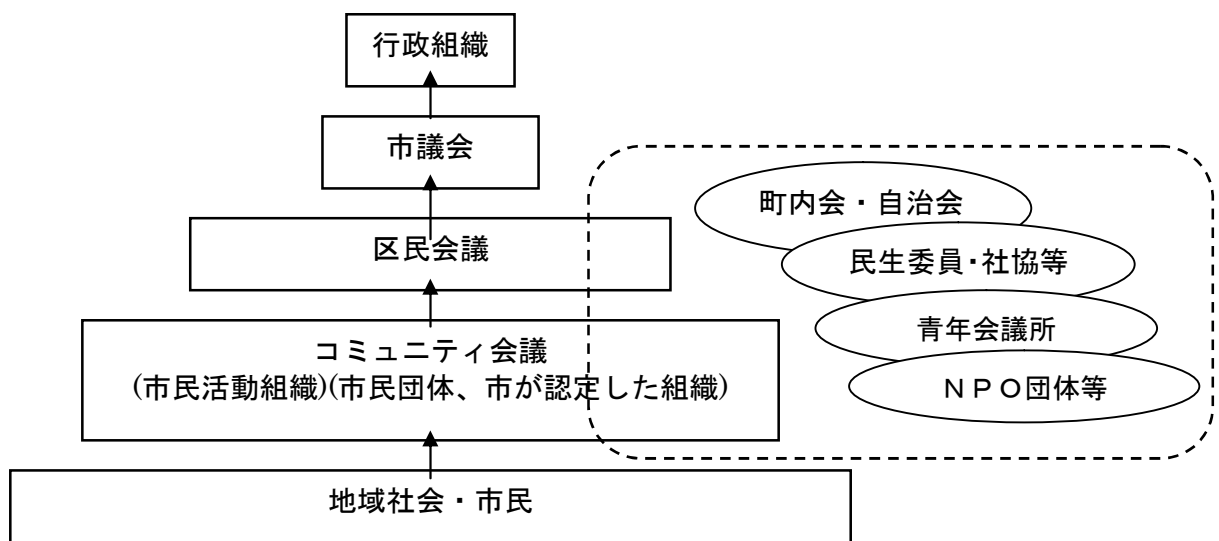
- 区民会議の構成は、各区によって少しずつ異なるようで、構成団体には従来からの伝統的な団体が多いが、浦和区でははじめてNPOを構成団体に加えるなど、新しい時代に応えた構成となっている。

【コミュニティ会議と「コミュニティ協議会」について】

- 「コミュニティ会議」と「区民会議」との関係をどのように捉えたらよいのか。
- 「コミュニティ会議」の位置付けは、市民のコミュニティ形成などの観点からは重要である。
- 合併前からの組織として「コミュニティ協議会」という組織がある。現在は中央区だけが残っている。交通安全の会や花の愛護会、親睦的な会など、5人位の小さな団体も加わった市民のコミュニティ形成には効果的な組織で、何十年という長い年月をかけてつくった組織である。与野市にとっては自慢の組織であった。現在の「コミュニティ会議」とは関係はないが、何らかの参考になるのではないか。

【区民会議やコミュニティ会議等の関係】

- 「コミュニティ会議」と「区民会議」との関係も含めて、その関係を俯瞰して図に示すと、次のような組織的な構図になるのではないか。



【市民による課題解決の場、仕組み】

- 市民の抱える課題には、「エリア」で解決を図れる事柄と、「テーマ」として議論すべきことがある。上記の構図には、たとえばノーマライゼーションとか環境問題とか「テーマ」として取り組むべき事柄の解決を図るには十分ではないのではないか。また、たとえば見沼田圃のような、複数の区にまたがる課題については、また別の構造が必要ではないか。
- 従来は、市民や団体が問題を抱えたときには、直接行政の窓口に行って相談や交渉することが多かった。市民が問題提起をした際に、上記の構図からはどういう組織が、またどの段階で受けとめて議論ができるのか、その仕組みを考えるのが自治基本条

例の一つの検討課題である。

- ・ 市民にとって解決しなければならない課題があったときに、どのようなルート、仕組みが考えられるか、あるいはその方向性を示すのが、自治基本条例の役割である。

5. 税と権限委譲

- ・ 市民活動の助成金を決めるのではなく、教育費など、行政の税金の使われ方を、納める税金の1%でも自分で決められたら、市民も行政に関心が持てるようになる。
- ・ 市民にとって納得のいく税金の使われ方、市民の意思が伝わる使われ方にすることが大事である。こうしたことを担保する制度として、例えば市川市の1パーセント条例、ふるさと納税基金制度がある。
- ・ 例えば、デンマークでは消費税率は25%と高いが、選挙の投票率も90%を超える高率である。税も負担するが、それだけ市民も議員を選ぶのに慎重である。
- ・ 税金の使い方も含めて、地方にどれだけ権限委譲されているか、されるかが問われている。

6. 自治基本条例と国との関係

- ・ 「さいたま市の自治」は対「国」に対しての自治であり、「区の自治」は対「さいたま市」に対しての自治であり、その根本にあるのは「市民の自治＝住民自治」である。
- ・ こうした関係から、例えば辺野古のような問題が起きたとき、住民の意思と国の決めたことが矛盾した場合、自治基本条例では国の決めたことに反対の立場で考えを表すことは出来るのか。とりわけ外交や防衛に関わる事に対して、断ることが出来るのか。
- ・ それは、国の法律が上位にあり、外交と防衛は国の役割と言われていることから、条例に書くことはできるかもしれないが、有効性は疑問である。例えば、大和市の自治基本条例では、基地について触れている。

7. その他

- ・ 市民意識調査結果を見ると、さいたま市の魅力は小さく、特に、若い人は魅力を感じてない人が多い。年配の方との魅力に対する認識の開きがある。

第2班

〔委員〕

内田（発表者）、歌川、小野田、栗原、中津原、細川

1. 自治基本条例に期待する基本的な事項

【市政は市民の信託によることを明文化する】

- ・ 市政は市民の信託によるもの、という意識を定着するため、これを明文化したい。

【自治を担う人材づくりを重視したもの】

- ・ 自治を担う人づくりを重視した条例にしたい。

【行政職員も市民の一部】

- ・ 行政職員は、市民と対立関係にあるのではなく、市民の一部だという意識を持つこと。

【参加や協働は市民自治を強化するもの】

- ・ 参加や協働の定着は、「お上」をお願いする」という意識から「主体」としての意識改革になると思う。市民に意識の中に陳情・請願という言葉がなくなるだろう。

2. 参加の前提

【市民の意識改革】

- ・ 市民一人一人が自信を持って参加しないと、主体的な参加は難しい。そのため、市民が参加するための自信をつけていくことが重要だ。
- ・ 市民一人ひとりが政治的な教養を持つこと。
- ・ 参加を促す人材づくり。
- ・ 市民が主体的に関わるのが大事。
- ・ 自らの発言と行動に責任を持つ。

【市民が積極的に参加しやすい方法を保障する】

- ・ 市民が積極的に参加しやすい方法と工夫が必要。
- ・ 市民意見を把握するために、行政・議会は、身近な公聴会を積極的に行う。

3. 市政への参加

【審議会等の人選定方法の透明性を保障】

- ・ 参加する市民の数が増えても、同じ人が何度も手をあげたり、選ばれたりするような、参加の窓口が限られてしまうものになるのは避けたい。
- ・ 委員会など参加する人々の選定の透明性・民主性を大事にする。
- ・ 例えばランダムサンプリング方式など、多くの市民の声が反映できるような参加の方法を考える。

【市民が意見を出す仕組みをつくる】

- ・ 例えば都市計画の提案制度など、市民の提案権を保障する。
- ・ 市民の「異議申し立て」の権利を保障する。
- ・ 市民が自らの生活や環境に関して計画をつくる権利を保障する。
- ・ 市民が参加できる政策評価制度をつくる。

【議会への参加】

- ・ 議会基本条例では抽象的にしか書かれていないので、議会への市民の意見反映・参加について触れる必要があるのではないか。

4. 協働

【協働の考え方】

- ・ 市民・行政・事業者等、協働の主体を対等なパートナーと位置付けたい。
- ・ 行政と市民がパートナーであるという意識が重要。そのための意識啓発や普及を積極的に行うことを重視する。
- ・ 助け合い、支え合うという視点を大事にする。
- ・ 市民と行政職員が同じ目的意識を持って活動すること。
- ・ 互いの信頼関係がないと協働は成り立たないので、日常的に信頼関係を構築する努力が必要だ。
- ・ 何のために協働するか目的意識、コンセプトを持つことを協働の前提としたい。
- ・ 協働の目的を常に明確にすべき。なんとなく一緒にやっているものが多いと感じている。

【多様な形態】

- ・ いろいろな協働の形態があってもよい。A：行政主導・市民が協力、B：対等の協働
C：市民主導・行政が支援など。

【協働を発展させていく視点】

- ・ 行政と市民の協働の成功体験を積み上げることが重要である。
- ・ これまでも、区民会議やコミュニティ会議など協働を意図したものがあるが、その成果が市民に伝わってこない。

- ・ 協働の成果を市民に伝え、広げる仕組みを持つことが必要と思う。

5. 情報共有

【情報共有は参加・協働の前提条件】

- ・ 行政と市民が同じ情報を持っていることが参加と協働を進めるための条件だ。

【情報は市民のもの】

- ・ 情報は市民のものであり、市民には情報を知る権利がある。
- ・ 本来、市民が情報を持っているものだが、圧倒的に多くの情報を持っているのが権力者たる行政である。行政には、情報はすべて公開するという姿勢が必要だ。
- ・ どこにどのような情報があるかを、市民に分かるようにする透明性が必要だ。

【市民に分かりやすい情報提供を】

- ・ 詳しく分りやすく、市民に納得のいく情報提供を行ってほしい。
- ・ 行政の仕組みが縦割りとなっていて、その中で情報公開されるので、個々の情報が全体のどこに位置付けられているか分からない。今の情報公開制度では、総合的な視点から、情報の中身や意味を判断することが市民には難しい。体系化された情報公開の仕組みをどのように作っていくか。

【情報を読み解く市民の育成】

- ・ 市民は、どこにどの情報があるか理解し、情報を読み解く情報リテラシー（知識＋技術）能力を持つことが必要だ。その支援をどのように行うか。

6. 住民投票

- ・ 住民投票制度は、究極の自治と考える。
- ・ 住民投票の位置付けをどのようにするかを検討課題としたい。

7. 会計監査制度

- ・ 市民に対し、詳しい会計データを公表することが必要だ。
- ・ 監査委員は、行政や議会のOBでない人を中心に構成すべき。

8. 議会の開催

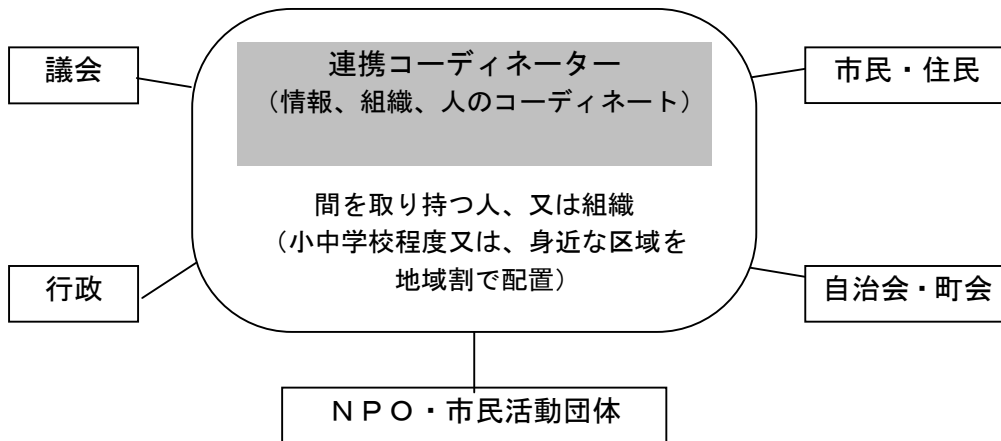
- ・ 勤め人が議会を傍聴できるように、議会の開催は土・日曜日に行い、その代わり、月・火曜日を休会にしたらい。

9. 自治を育てる仕組み

【市民・行政・議会を結び付けるシステムが必要】

- ・ 自治を推進するために、市民・行政・議会を結ぶ、中間のコーディネーターが必要ではないか。例えば、学校地域連携コーディネーターの仕組みが参考になると思う。
- ・ イメージとしては、NPOとNPOをつなぐNPOがあるようなもの。

イメージ図



第3班

〔委員〕

三宅（発表者）、伊藤、遠藤、小林、渡邊、湯浅

1. 自治基本条例を考える際の前提としたいこと

【法令の範囲内での条例に】

- ・ 日本国憲法や地方自治法の範囲内での条例であるべき。
- ・ 議員と市長を選挙で選ぶ間接民主主義を尊重する必要がある。

【「新しい公共」の具体化】

- ・ 「新しい公共」という考え方をどう具体化するかが、さいたま市の独創性になる。お互いの「自立と自律」を軸に考えたい。

2. 市民

【市民＝主権者】

- ・ 市民は、単なる「有権者」ではなく「主権者」として位置付けたい。

【法を守る責務】

- ・ 市民、住民は、法を理解し守る責務がある。
- ・ 市民が不当な権力を持つことは規制する必要がある。

【自律的な行動、活動を】

- ・ 市民は、市政や自治について意見を述べ、行動することが求められる。またその場が保障されなければならない。
- ・ さいたま市を活用した市民活動のあり方を考えたい。例えば、若手の市内農家の手伝いを就活中の青年が行って、青年の自立のための活動とするなど。
- ・ 自律的市民活動の推進、NPO 法人で市民活動の活性化、財政再建も果たすと思う。

3. 議会

【選挙で選ばれた誇りを】

- ・ 市民の選んだ議員である誇りを持ってほしい。

【議会への参加とは？】

- ・ 市民が議会に参加することが必要。選挙だけではない方法を検討したい。
- ・ 公聴会や説明会などの事例がある。

【議会基本条例との関係】

- ・ さいたま市議会基本条例には、議会に関する規定についての最高規範である旨の規定がある。自治基本条例で議会について規定した場合の整合はどのように図るのか。

4. 行政

【市民の立場に立った行政運営】

- ・ 行政は住民、市民の立場を理解する必要がある。
- ・ 行政をスリム化し、果たすべき義務を果たして有効に税金を使ってほしい。

【組織の横の連携を】

- ・ 職員は、自らの役割を果たすために、様々な事項を関連づけて考える必要がある。
- ・ タテ割りではなく、横の関連性を持った行政運営を行えるような組織体制をつくる必要がある。

【市民の意見を聞く場・仕組みをつくる】

- ・ 多くの市民の声を拾う仕組みをつくる。PTA、自治会、保育園など。
- ・ テーマごとに相応しい団体、市民に意見を聞く、効果的な方法が必要だ。

5. 市民が市政に関心を持つために

【行政が身近に感じられない】

- ・ なぜ市政が日々の生活の中に見えてこないのか。どこに原因があるのか。

【市政を分かりやすく表現するためのツールとしての条例】

- ・ 市民の関心を喚起するために、市章、市の歌、市の歴史を自治基本条例に盛り込みたい。
- ・ 市の組織体制、条例体系など、市のあり方、市役所のあり方を一目で分かるように表現するためのツールとして自治基本条例を使えるのではないか。
- ・ 市の構成として、10区の成り立ち、市の組織体制、環境や社会福祉など市の課題を表現する。

【区の位置付け】

- ・ 各区の特徴をそれぞれ条例に盛り込みたい。例えば、浦和、大宮、与野、岩槻の歴史を表現し、それでいて全体を結び付けるものが表現できればよい。

6. 区民同士のコンセンサスづくりが重要

【区民同士のコンセンサス】

- ・ 市民が行政や議会に意見を言う場ができたとしても、市民同士のコンセンサスをどうつくるのか、が重要だ。その方法を考えたい。
- ・ 市民から発言された意見を市民が聞くこと、情報の集約が必要だ。

【区民会議・コミュニティ会議について】

- ・ 区民会議、コミュニティ会議をどう位置付けるか。

7. 男女共同参画

- ・ 男女共同参画のさいたま市としてのあり方を文章化したい。例えば幼保一元化など。

8. 自治基本条例の運用

- ・ 制定後の運用の方法を考えておきたい。

以上